

協議第34号

使用料、手数料等の取扱い(その2)について

使用料、手数料等の取扱い(その2)について提出する。

平成16年5月12日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (4)	使用料、手数料等の取扱い
<p>使用料について</p> <ol style="list-style-type: none">1. 施設使用料について (1) 住民の日常生活に欠くことのできない上下水道施設は、新町における住民の一体性の確保、負担公平の原則及び健全な財政運営の観点から、適正な料金について、合併後、可能な限り早期に統一する方向で調整する。 (2) 住民が等しく利用できる教育、コミュニティ、保健福祉施設等は、新町における住民の一体性の確保、負担公平の原則から、合併後統一する。 (3) 上記以外の施設については、原則として現行のとおり新町へ引き継ぐものとするが、新町において適正な料金のあり方等を検討する。2. 幼稚園授業料(保育料)については、合併時に調整し、統一する。3. 住宅使用料については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(公営住宅法等に基づく)		